連絡先 自動車局 審査・リコール課 リコール監理室

TEL 03-5253-8111内線42354

アドレス : http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日:平成 26 年 11 月 11 日

リコール届出番号	3 4 7 0	リコール開始日	平成 26 年 11 月 11 日		
届出者の氏名又は名称	株式会社 加藤製作所 取締役社長 加藤 公康	問い合せ先:プロダクトサポート部 TEL 03-3458-1122			
不具合の部位(部品名)	かじ取り装置 (タイロッド)				
基準不適合状態にあると 認める構造、装置又は性能 の状況及びその原因	ホイール・クレーンのかじ取り装置において、タイロッドエンドのクランプボルト 部の皿ばね座金に強度が不足しているものがあったため、皿ばね座金が破損し締め 付け力が低下するものがある。そのため、タイロッドエンド部のねじ部にガタが生 じ、そのままの状態で使用を続けると、タイロッドエンド部のネジ山が損傷して、 最悪の場合、タイロッドエンド部からタイロッドが抜けて操舵不能になるおそれが ある。				
改善措置の内容	全車両、皿ばね座金を良品に交換する。				
不 具 合 件 数	1件	事故の有無	0 件		
発 見 の 動 機	市場からの情報による。				
自動車使用者及び自動車 分解整備事業者に周知 させるための措置	・使用者:ダイレクトメールまたは直接訪問等で通知する。 ・自動車分解整備事業者:全ユーザーを把握しているため、周知のための措置はとらない。 ・改善措置実施済車:運転者席側ドア開口部のドアロックストライカー付近に「No. 3470」のステッカーを貼付する。				

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号 の範囲及び製作期間	リコール 対象車の台数	備考
カトウ	KR203	「カトウ KR - 22H 型 ラフター」	KR203−0069 ~ KR203−0089 平成 6 年 9 月 15 日~平成 6 年 10 月 24 日	2台	
	KR205		KR205-0053 ~ KR205-0268 平成 12 年 5 月 19 日~平成 15 年 3 月 6 日	10 台	
	SD- KR248	「カトウ KRM - 25H 型ラフター」	KR248−1051 ~ KR248−3056 平成 17 年 2 月 15 日~平成 20 年 7 月 25 日	12 台	
	KR255	「カトウ KR - 25H 型 ラフター」	KR255−0263 ~ KR255−5159 平成 3 年 3 月 29 日~平成 10 年 2 月 5 日	13 台	
	KR256		KR256−2178 ~ KR256−2783 平成7年4月20日~平成9年6月30日	17 台	
	KR257	KR257-0206 ~ KR257-0602 平成 10 年 6 月 30 日~平成 12 年 10 月 13 日	17 台		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号 の範囲及び製作期間	リコール 対象車の台数	備考
カトウ	KR258	「カトウ KR - 25H 型	KR258-0073 ~ KR258-0408 平成 13 年 7 月 23 日~平成 15 年 12 月 19 日	22 台	
	SD- KR258	ラフター」	KR258−1443 ~ KR258−3170 平成 16 年 3 月 1 日~平成 19 年 6 月 22 日	75 台	
	SD- KRC003 「カトウ KRM - 35H 型ラフター」	KRM - 35H	KRC003-1006 ~ KRC003-1058 平成 19 年 2 月 16 日~平成 20 年 3 月 27 日	5 台	
	JDS- KRC005	「カトウ KR - 25H 型 ラフター」	KRC005-0052 ~ KRC005-5514 平成 22 年 2 月 15 日~平成 24 年 8 月 28 日	98 台	
	JDS- KRC007	「カトウ KRM - 25H 型ラフター」	KRC007−0057 ~ KRC007−0140 平成 20 年 10 月 24 日~平成 24 年 11 月 23 日	17 台	
	JDS- KRC010	「カトウ KRM - 35H 型ラフター」	KRC010-0056 ~ KRC010-0141 平成 21 年 4 月 23 日~平成 24 年 9 月 4 日	15 台	
	(計 12 型式)	(計4車種)	(製作期間全体の範囲) 平成 3 年 3 月 29 日~平成 24 年 11 月 23 日	(計 303 台)	

【備考】

本届出は、平成26年7月31日付け届出番号「3405」のリコール届出において、対策品の製造に不適切なものがあったため、再度リコールを実施するものです。

【注意事項】

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。